

鹿児島県警察機動隊の運営に関する訓令（概要）

（令和6年 警察本部訓令第10号）

本訓令は、鹿児島県警察本部警備部機動隊の運営に関する内容を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 任務
- 編成
- 勤務
- 訓練

等である。